

## 時系列でみる技術情報の保護・利用

2019年3月11日

平成30年度技術情報保護テキスト作成委員会

弁理士 北田 明

近時は、I o Tなどに代表される情報通信技術の高速・高度化や科学技術の高度化を背景に、企業活動のグローバル化・市場ニーズの多様化、スピード化・研究開発の高度、複雑化が進んでいます。

このような状況下において、企業はスピーディで効率的かつ高度な研究開発・事業化を図ることが生き残りのための最重要事項となっており、そのため、他社と協力して研究開発したり事業立上げしたりすることで、イノベーション（技術や事業の革新）を生み出すことが注目されています。

イノベーション促進のために他社と協力する場合には、例えば、本来、秘密にしておくべきであった自社の技術情報が、知らない間に他社から外部へ流れ、結果的に、自社の強み（競争力）がなくなって十分な収益を得られなくなってしまうことに注意したいところです。

例えば、他社と技術を持ち寄って共同開発する場合に、これまで自社で蓄積してきた価値ある技術情報（例：ノウハウなど）を、その技術情報に高い価値があることを認識せずに他社へ開示してしまうと、せっかくの自社の強みが外部流出することとなって競争力を失うことになるかもしれません。

また、製造委託を依頼してきた他社に、不用意に自社のノウハウ（製造ノウハウや検査ノウハウ）を開示した場合には、そのノウハウが他社を介してライバル会社に流出してしまう、自社の競争力を失うことになるかもしれません。

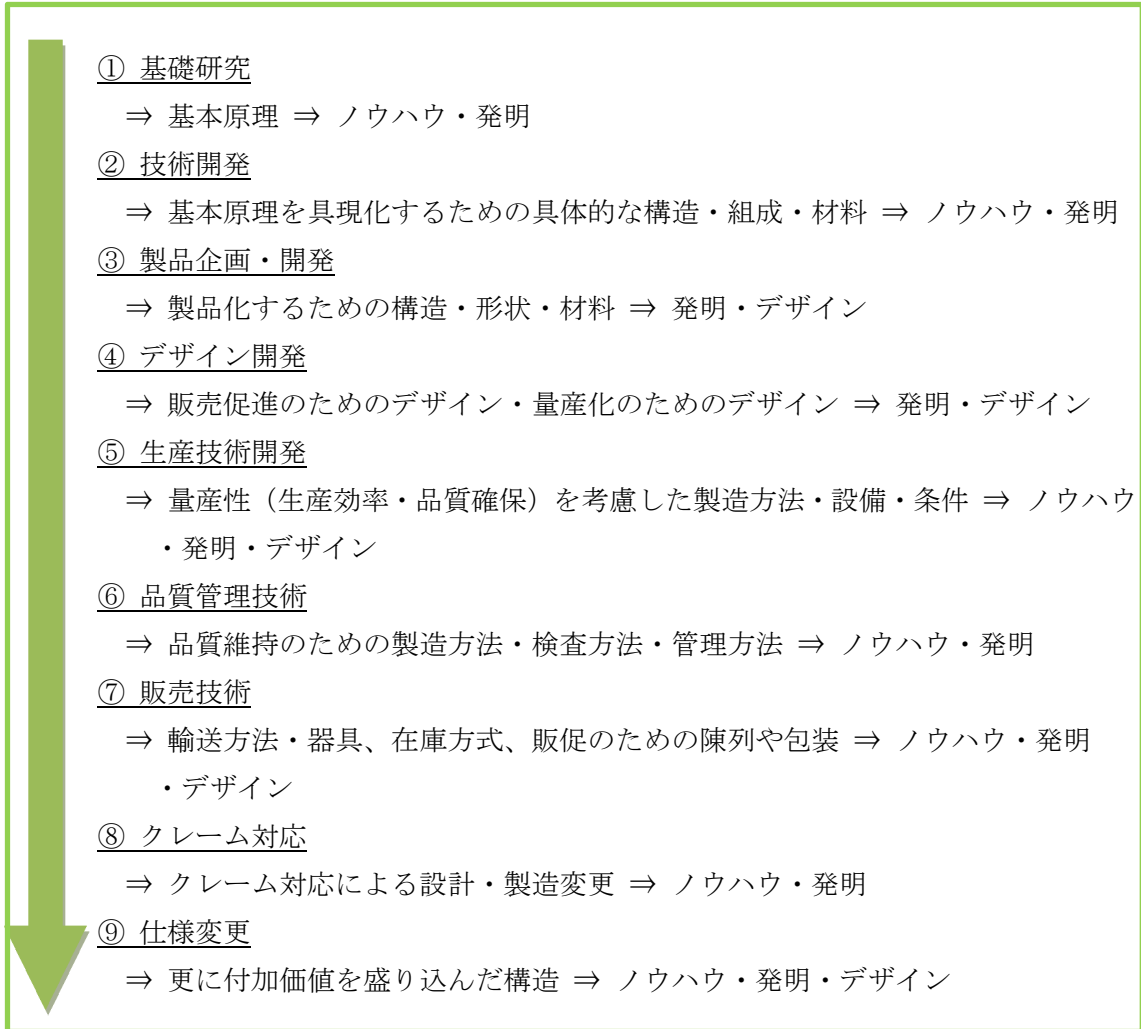
このように、自社の競争力（生き残るための力）の源である価値ある技術情報を適切に保護して活用することは、他社と協力して研究開発や事業化をすることが増えている昨今の背景からして極めて重要となってきています。

ここで、価値ある技術情報を保護・活用するためには、研究開発から事業立上げまでの間の各フェーズにおいて創出される技術情報を、適切に把握することが、その第一歩となります。

そこで、本コラムでは、上記各フェーズで創出される技術情報について網羅的に確認し、各技術情報の適切な保護について整理します。

\*\*\*\*\*

以下の図において、研究開発（基礎研究）から事業立上げ（販売・仕様変更）までに創出される技術情報について、時系列で紹介します。



上記図から、①基礎研究のフェーズから⑨仕様変更のフェーズまでの各フェーズにおいて、保護の対象として検討すべき様々な技術情報が創出されており、その技術情報の内容（性質）によってノウハウ・発明・デザインに分かれていることがわかりいただけるかと思えます。

これらの各フェーズで創出される様々な技術情報を適切に保護・利用することで、自社の競争力を強みとして事業を成功に導きやすくさせることができますようになります。

では、上記技術情報を適切に保護・利用するためには、創出された技術情報をどのように取り扱えばよいのでしょうか？

有力な方法の一つとして、技術情報を秘匿できる情報か否かで整理し、その情報の事業面での価値を併せ考慮して、取り扱いを決定します。

具体的には、販売すると他社にわかる技術情報、例えば、製品の構造・素材、パッケージ、陳列方法などについては、事業面の価値が高いとしても秘匿する必要性が低い情報ということになります。

一方、販売しても他社がわからない技術情報、例えば、素材の配合方法、製造方法、品質管理方法、検査方法などについては、秘匿することが可能ですから、事業面の価値が高い情報であれば、秘匿する必要性が高い情報ということになります。

このように技術情報の秘匿の可能性と事業価値とを併せ考慮することで、秘匿する必要性が低い技術情報については“公知化や特許・意匠出願という方法（知財ミックスも含みます）”で保護し、秘匿する必要性が高い技術情報については“ノウハウとして秘密管理するという方法”で保護することにより、技術情報の性質に応じた適切な保護を図ることができます。

会社の事業にとって重要な技術情報は、研究開発の成果だけとは限りません。事業立上げまでの各フェーズにおいて、時系列で技術情報を把握し、その技術情報の内容に応じた戦術で保護することが大切です。

以上